指定放課後デイサービス事業所 まんなか　重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

１．事業者名称概要

名　　称	社会福祉法人 ダブルエッチジェー
法 人 所 在 地	愛知県半田市椎の木町一丁目８番地の１
電　話　番　号	０５６９－２０－７７５５
代 表 者 氏 名	理事長　竹内　涼
設　立　年　月	平成９年７月１日

２．事業所の概要

主たる 事 業 所 の 種 類	指定放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	まんなか
事業所の所在地	愛知県碧南市若松町三丁目１０５番地
連　　絡　　先	電話：０５６６－９３－３９５６　FAX：０５６６－９３－３９５７
管 理 者 氏 名	中村　大器
児童発達支援 管理責任者	中村　大器
定　　員	１０人
指 定 年 月 日	平成２６年３月１日
事 業 所 番 号	２３５３２０００１３
事業所が行なっている他のサービス	指定生活介護事業

３．事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人 ダブルエッチジェー（以下、「事業者」という。）が設置するまんなか（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の５の５第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害

	児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	**①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。** **②指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。** **③前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。**

４．通常の事業の実施地域
碧南市

５．営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。 午前１０時００分から午後７時００分
サービス提供日 及び サービス提供時間	通　常　：　午後２時３０分から午後５時３０分 学校休期間　：　午前１０時から午後４時

６．職員の体制

職種	業務内容
管　理　者	常勤兼務１名 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責　任　者	常勤兼務１名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも６ヶ月に１回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員	常勤兼務２名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
指　導　員	指導員２名（非常勤兼務２名） 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指

	導等を行います。
保　育　士	常勤兼務１名 　個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

７．設備の概要

当事業所の施設整備の概要は以下のとおりです。

指導訓練室　　２室
相談室　　１室
医務室　　１室

８．サービスの内容

（１）日常生活における基本動作の訓練

毎日の生活リズムを身につけることを訓練します。日中の活動は、楽しく体を動かすことをします。

（２）集団生活への適応訓練

集団遊びなどを通じ、自律（自立）性を高める訓練を実施します。

（３）創作的活動

お絵描き・おもちゃ工作等の創作活動を行います。

（４）必要な介助

放課後等デイサービスでの活動等を行うときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び利用児童の心身等の状況に応じて行います。

（５）音楽療育

音楽を通して、リズムに合わせて楽しく体を動かしたり楽器に触れながら、集団的行動・身体的機能訓練や心身の向上を促します。

（６）送迎サービス

送迎サービスのご利用については、相談のうえ事業所の送迎計画上で可能な範囲での実施となります。

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

９．利用料金

（１）障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

（２）上記（１）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

（３）事業者は、上記（１）及び（２）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

（４）次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

（ア）創作活動に係る材料費　　１回につき実費

（イ）送迎サービスの提供に係る費用

４に規定する通常の事業の実施地域以外の地域

通常の事業の実施地域を超える地点から片道２㎞未満２５０円＋送迎加算

通常の事業の実施地域を超える地点から片道２㎞を超える場合には、２５０円に１㎞増すごとに２０円ずつ加算した額＋送迎加算

（ウ）給食サービスの提供に係る食事代　１食あたり６５０円

（エ）おやつ代１食あたり５０円

（オ）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者が負担することが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（１）から（４）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

（５）利用料金は、１ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月末日までに以下の方法でお支払いください。

当事業所の窓口で現金支払い

10．サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

11．虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	中村　大器

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12．緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

（１）障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診　療　科	
所　在　地			
主　治　医		電 話 番 号	－　　－

（2）緊急連絡先

連絡先①	氏　　名：　　続　柄： 所　在　地： 電 話 番 号：　　－　　－

（3）事業所の嘱託医療機関

医療機関名	作塚杉浦クリニック	診　療　科	内科，外科，消化器科，皮膚科，肛門科，リハビリテーション科
所　在　地	愛知県碧南市作塚町 3-10		
代　表　者	杉浦　勇人	電 話 番 号	0566-42-5327

上記の他、緊急時は碧南市民病院へ搬送します。

13.　**非常災害時の対策**

非常時の対応	**別途定める「ふれあいの杜まんなか　消防計画」により、対応いたします。**
平常時の訓練	**別途定める「ふれあいの杜まんなか　消防計画」にのっとり年４回昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。**
防災訓練	**・消火器　あり** **・ガス漏れ報知器　　あり　　・非常通報装置　　あり** **・防火管理者　　選任あり**
消防計画等	
保険加入	**事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。** **加入保険会社名：AIG 損害保険会社** **加入保険内容：賠償責任保険**

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※　閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前９時から午後５時です。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

（1）当事業所の苦情・要望の受付窓口

受 付 窓 口	窓口担当者　担当の職員 苦情解決責任者　　中村　大器 受　　付　　日　　月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。 受　付　時　間　　午前９時から午後５時

	電　話　番　号　　０５６６－９３－３９５６ ＦＡＸ番号　　０５６６－９３－３９５７
第三者委員	理　　事　　三枝　寿也 電　話　番　号　　０５６６－４１－１２３２

（２）行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

碧南 市　役　所 福祉課	所　在　地　　愛知県碧南市松本町２８ 受付時間　　午前８時３０から午後５時１５分 電　話　番　号　　０５６６－４１－３３１１（代表）

西尾 市　役　所 福祉課	所　在　地　　愛知県西尾市寄住町下田２２番地 受付時間　　午前８時３０から午後５時１５分 電　話　番　号　　０５６３－-５６－２１１１(代表)

高浜 市　役　所 福祉部	所　在　地　　愛知県高浜市青木町四丁目１番地２ 受付時間　　午前８時３０から午後５時１５分 電　話　番　号　　０５６６－５２－１１１１（代表）

愛知県社会福祉協議会(運営適正化委員会)	所　在　地　　愛知県名古屋市東区白壁一丁目５０番地 電　話　番　号　　０５２－２１２－５５１５

17　第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

実施の有無	あり　・　(なし)
実施した直近の年月日	年　　月　　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

18　業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者への周知と定期的な訓練及び見直しをします。

19　衛生管理等

利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正にします。

（１）事業所における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止の対策検討委員会を定期的に開催します。

（２）感染症及び食中毒予防、蔓延防止のための指針を整備します。
（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練等を実施。

20．事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（１）損害保険会社名　ＡＩＧ保険会社
（２）損害保険の種類　普通傷害保険
（３）損害保険の内容
　①　死亡・後遺症保険金　　３，１５０，０００円
　②　入院保険金日額　　３，０００円
　③　通院保険金日額　　１，０００円